

令和8年度学生スポーツ・ゼミ合宿誘致助成事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美満喫ツアー実行委員会（以下、「委員会」という。）が、奄美大島で行われる学生スポーツ・ゼミ合宿を誘致するための助成金を交付するにあたり必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当事業は、経済的な負担の大きい学生へのスポーツ・ゼミ合宿を支援し、スポーツ・ゼミ合宿を行う団体へ助成することにより、奄美大島への誘客を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 「学生スポーツ・ゼミ合宿」とは、前後に奄美大島での競技大会等への出場予定がなく、競技技術の向上のために行う学生のスポーツ団体の強化練習又は大学等の教員指導のもとに行われる調査研究等のための合宿とする。

(助成要件)

第4条 以下の要件の全てに該当すること。

- (1) 学生スポーツ・ゼミ合宿の期間において、延べ人泊数が20人泊以上あること。
- (2) 鹿児島県に旅館業の登録をしている奄美大島内の民間宿泊施設に宿泊すること。
- (3) 申請にかかる事業について、他団体が実施する奄美における国庫予算等を活用した当事業と同様の助成事業を受けていないこと。
- (4) 助成の対象が高校・専門学校・大学等であること。
- (5) 奄美満喫ツアー実行委員会の実施する他助成事業と重複して申請していないこと。

2 次に掲げるものは、助成対象外とする。

- (1) 学生スポーツ・ゼミ合宿期間の前後1週間内に奄美大島にて出場予定の大会等があるもの。
- (2) 奄美群島内の団体
- (3) 学校が公認していない団体
- (4) サークル、同好会
- (5) 学生スポーツ・ゼミ合宿に監督・指導者の同行がないもの。
- (6) その他委員会が適当でないと認めるもの。

(募集期間、助成対象期間及び終了報告期限)

第5条 次表のとおりとする。ただし、助成対象期間をまたぐ旅行商品については、宿泊日を基準とする。

募集期間	助成対象期間	終了報告期限
令和8年5月11日～ 令和9年2月28日	令和8年4月1日～ 令和9年3月8日	令和9年3月15日必着

(助成額及び助成限度額)

第6条 助成額は参加宿泊者の延べ人泊数に応じて次表により算定する。ただし、20万円を助成限度額とする。

参加宿泊者数の 延べ人泊数	助成額
20人泊	10万円
21人泊以上	10万円 + (延べ人泊数 - 20) × 1,000円

【事務取扱手順】

1 申請

申請者は学生スポーツ・ゼミ合宿の監督・指導者(学生は不可)とする。

申請者は助成申請書(様式1)及びその他必要書類に署名捺印(シャチハタ印は不可)をし、委員会へ提出するものとする。

提出書類

- (1) 助成申請書(様式1)
- (2) 同意書(様式2)
- (3) 学生スポーツ・ゼミ合宿の内容がわかる資料(任意様式)
学生スポーツ・ゼミ合宿の目的、内容、スケジュール等を記載すること。
- (4) 延べ宿泊者数予定調書(様式3)

2 助成決定

委員会は、申請内容を審査し、助成可否の決定を行い、その結果を申請者に通知する。

3 終了報告

申請者は、学生スポーツ・ゼミ合宿の終了後、すみやかに終了報告書(様式4)及びその他必要書類を委員会へ提出するものとする。

提出書類

- (1) 終了報告書（様式4）
- (2) 延べ宿泊者数証明書（様式5）【原本必須】申請者、宿泊施設、押印のもの
- (3) 請求書（様式6）
- (4) 合宿時の活動内容がわかる写真等

申請、終了報告に関する書類は、全て 原本を事務局へ郵送 ください。

【書類送付先】 〒894-0027 鹿児島県奄美市名瀬末広町 14 - 10

あまみ大島観光物産連盟内 奄美満喫ツアー実行委員会事務局

4 助成金の確定及び支払い

委員会は申請者からの終了報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金の確定通知及び助成金の支払いを行う。

5 その他助成の条件及び特記事項

- (1) 助成金の支払いは、事務取扱手順の「3 終了報告」の内容審査後の精算払いとする。
- (2) 申請者は、申請時点における事業計画の内容等を変更する場合には、すみやかに委員会へ連絡・協議すること。
- (3) (2) の変更連絡を故意に怠った場合、助成決定通知書に記載された助成要件（終了報告書の提出期限を含む）を履行できない場合、又は虚偽の報告を行った場合には、助成金の減額、助成決定の取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。また、委員会が行う他の事業に関して、今後の助成を見合わせることもある。
- (4) 申請者は、前項の規定により助成金返還の請求を受けたときは、委員会が指定する期日までに、当該助成金を委員会に返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料及び受取手数料は、返還の請求を受けた申請者が負担することとする。
- (5) 委員会は必要に応じて、申請者に対して報告（宿泊者の名簿提出等）を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、申請者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒否することはできない。
- (6) 助成の交付を受けた申請者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に5年間保存しなければならない。
- (7) 当事業の実施にあたり、申請者と第三者との間に発生した問題について、委員会は一切関与しない。
- (8) 委員会は、旅行者及び島民の安全を確保するため、国又は都道府県独自の緊急事態宣言が適用されるなどの事態が生じた場合、当事業の実施を一時的に停止することがある。
- (9) この要綱に定めのない事項については、委員会が別に定めるものとする。

※当事業は、奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町の負担金により実施しており、各市町村への宿泊に応じて、予算の範囲内において助成する。

したがって、各市町村の予算が限度額に達する場合には、募集期間であっても申請受付を終了することがある。また、助成決定後においても助成金が満額支給されないことがある。